二糎であるというのである。

本令第十五条においては十五糎未満の匕首又はその類似品を取締の対象物としている。それを携帯することが、殺傷等の事故を生ずる危険があるからである。しかるに本件において問題とされている物は鞘もなく、常時台所に備付けられて、料理用に使われていたものであつて、兇器ではない。庖丁といえども殺傷の用に供すれば殺傷することはできる。しかし本令は庖丁を取締の対象としていない、本件において匕首とせられている物は庖丁と少しも異るところはないものであつて、本令の取締の対象にならないものである。

仮に百歩をゆずり本令第十五条所定の匕首又はこれに類似する刃物にあたるとしても、携帯の事実はない。

第十五条においては所持は禁じていないことは前述の通りである。

次に被告人が昭和二十八年六月十三日自宅において西村政吉等と共に飲食したときこれを手に持つたことがあるかどうかの点については、記録上、積極消極の相異る証拠がある。仮に第一、二審判決のように右の不法実があるとしても、携行したわけでもなく、本令第十五条に所謂携帯にはあたらない。

更に又仮に手に持つたことがあるとしても、それは即ち脅迫行為そのものであつて、第一、二審判決のように右の不法携帯と脅迫とを刑法第四十五条前段の併合罪と解すべきでなく、同法第五十四条第一項前段の一個の行為にして数個の罪名にふれる場合又は吸収関係と解すべきである。従来の貴庁の判例中には、匕首拳銃等の不法所持と強盗罪等との関係は併合罪と解すべきであるとしたものであるが（昭和二三年(れ)第一四二九号同年一二月二四日第三小法廷、昭和二四年(れ)第一二二六号、同年一二月八日第一小法廷、昭和二四年(れ)第三〇九六号同二五年五月二日第三小法廷、昭和二五年(れ)第一五四四号同二六年二月二七日第三小法廷）これらは、いずれも皆不法所持罪と強盗罪等との関係に関する判例であつて、不法携帯との関係の判例ではない。

又これらの判例となつた事件の内容を最高裁判所判例集によつてみるに、強盗等のための脅迫行為の前又は後に相当の長期間にわたつて、匕首等を不法に所持していたという事実のあるものである。しかるに本件においては、仮に匕首に手をふれたとしても、その家の中にあつたものを、脅迫のためその場で手にしたというに過ぎない。

而して家の中においてあつたこと自体は仮に所持であつたとしても、携帯でなく、処罰されないことは前述の通りである。

又刑の比較から言つても脅迫罪の方が重く、従て一所為数法又は吸収関係と解釈するのが正しいのみならず、左様に解釈しても少しも差支ないのである。それを併合罪と解し、併合加重して科刑した原判決は誤りであり、不当に被告人に不利益を被らしめたものである。

(二) 第一審判決は判示第三の事実として、被告人が川野利明と共謀の上、昭和二十八年五月五日屠場でない熊本県阿蘇郡産山村田尻一、三五九番地川野利明方で熊本県知事の許可を受くることなく、食用に供する目的で自己飼養の豚一頭を屠殺解体した旨認定し、而してその証拠として、

7　被告人酒井の司法警察員に対する被疑者供述調書

8　右同人の検察官に対する右同

14　証人川野利明の証言（被告人との共謀の点否認の部分を除く）

をあげている。而して第二審判決は検察官の量刑不当の控訴趣意を認め破棄自判したけれども、その事実の認定、証拠並びに法令の適用は第一審判決通りである。

第一審判決が挙示し、原判決が認めているところの右証拠並びに第一審裁判所の取調べたところの全証拠によつてみても、右屠殺の実行々為者は川野利明であつて、酒井被告は実行々為を共同して為したという疑は全然なく、たが意思連絡

という意味の共謀関係があつたかどうかということのみが問題とされているのである。換言すれば、酒井被告としては意思連絡があれば有罪となり、もしそれが認められなければ無罪たるべき関係にある、即ちその事実の有無が被告人としては罪となるべき事実である。而して仮に前記酒井被告の司法警察員並びに検察官に対する供述調書中にそれを認め得る供述が仮にありとしても、それは被告人の自白、しかも公判廷外における自白にすぎない。前記の証人川野利明の証言については第一審判決は明かに「被告人との共謀の点否認の部を除く」とことわつている。公判調書を見ても川野証人は被告人との共謀関係を否認する趣旨を述べている、結局第一審判決は仮に右の被告人の司法警察員並びに検察官に対する供述調書に共謀の点の自白の供述があると認めたとしても、被告人の自白のみによつて有罪の事実を認定したことになり、憲法第三十八条第三項の規定に違反したものである。

而して原判決はこの憲法違反の事実を見落し、判決したのであつて、これも亦憲法違反であるといわねばならぬ。

右の理由により第一、二審判決ともに破棄すべきものである。

以　上

昭和二九年(あ)第二六五七号

判　決

本籍並びに住居　愛知県挙母市長生町一一番地

呉服商　伊藤鉱

明治三三年二月二八日生

本籍並びに住居　同県同市大字挙母西浦一〇三番地

洗濯業　松沢二郎

明治四四年一一月二五日生

右被告人両名に対するたばこ専売法違反被告事件について昭和二九年六月二九日名古屋高等裁判所の言渡した判決に対し各被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件各上告を棄却する。

理　由

弁護人天野末治の上告趣意中判例違反を主張する点について。

たばこ専売法七五条は、犯則物件またはこれに代るべき価額が犯則者の手に存することを禁止するとともに、国が、たばこの専売を独占し、もつて国の財政収入を確保するためとくに、必要没収、必要追徴の規定を設け、不正たばこの販売など

の取締を厳に励行しようとする趣旨であると解せられるから、同法七五条二項にいわゆるその価額の追徴とは、現実の取引違反の価額の如何にかかわらず、その物件の客観的に適正な価額の追徴を意味し、当該物件が日本専売公社によつて定価の公示された製造たばこ（輸入製造たばこを含む）にあたると認められるものについては、その価格により、公示された定価のないものについては、客観的に適正と認められる価額によるとするのを相当とする。

原判決は、たばこ専売法七五条二項の「価額」とは、犯行時の時価と解すべきところ、昭和二六年一二月二九日日本専売公社公示一〇号により昭和二七年一月一日以降ラッキー・ストライクの小売価格は二〇本入一箱一三〇円と公示されているので、特段の事情のない限り昭和二七年一月一日以降はこれを時価と解すべきであるとして、被告人伊藤より同被告人が昭和二七年二月一〇日頃から同年七月一〇日頃までの間に輸入製造たばこラッキー・ストライク合計七七〇個を不法に所持した事実につき一箱一三〇円の小売価格で算出した十万百円を追徴し、被告人松沢より同被告人が昭和二六年一一月一〇日頃から同年一二月二九日頃までの間に前同様のラッキー・ストライク合計二五〇個を不法に所持した事実につき第一審判決挙示の証拠により一箱八〇円の価格を時価と認められるとして、この割合で算出した二万円と昭和二七年一月二日頃から同年七月一三日頃までの間に前同様のラッキー・ストライク合計六六二個を不法に所持した事実につき一箱一三〇円の右小売価格で算出した八万六千六十円を合計した十万六千六十円を追徴する旨の言渡をした第一審判決を是認したものであることが、その判文上明らかである。そして、原判決は、たばこ専売法七五条二項の価額を犯行時の時価、すなわち犯行時の相場、もしくは犯行時の市価と解すべきとしていること前示のとおりであつて、前段の説示と一致していないけれども、同判決は、当該物件が日本専売公社によつて定価の公示された製造たばこにかかるものについては、その小売価格を時価と解するとしており、また第一審判決挙示の証拠によると、被告人松沢が不法に所持し、日本専売公社によつて公示された定価のないラッキー・ストライク二五〇個の客観的に適正な価格は一箱八〇円であると認められるから、原判決が前記のように一箱八

〇円をもつて時価と認めるとしたのは、前段に説示したところと結論において異るところがない。してみれば原判決は、論旨引用の名古屋高等裁判所判決と相反する判断をした違法があるけれども、右の違法は判決に影響を及ぼさないことが明らかであり、原判決を維持するのを相当であると認められるから、論旨は採用でない（なお、所論引用の名古屋高等裁判所判決は、本判決に抵触するかぎり判例としての効力を失つたものである）。

その余の論旨は、量刑不当と事実誤認を前提とする法令違反の主張であつて、刑訴四〇五条の上告理由にあたらない。よつて同四一〇条一項但書に従い、裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

本件公判出席検察官　安平政吉

昭和三一年一二月二八日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　小谷勝重

裁判官　藤田八郎

裁判官　池田克

被告人　伊藤鉱

同　松沢二郎

昭和二九年(あ)第二六五七号

弁護人天野末治の上告趣意

右事件に付弁護人天野末治は上告趣意書を提出し上告の理由を明らかにする。

第一点　原判決は法令の適用に誤りがあり、その誤りは判決に影響を及ぼすことが明らかであり破棄を免れないものと思料する。

一、第二審判決は追徴金の価額の当否等に関し次の如く判示している。

『たばこ専売法第七十五条第二項の「価額」とは犯行時の時価と解すべきところ昭和二十六年十二月二十九日日本専売公社公示第十号により昭和二十七年一月一日以降ラッキーストライクの小売価額は二十本入一箱百三十円と公示されているので特段の事情ない限り昭和二十七年一月一日以降は之を時価と解すべく、昭和二十六年十二月三十一日前の時価については原審証人山内三男、同佐藤銀作の各証言並びに同人の専売監視に対する質問顛末書及び被告人松沢の原審における各供述によれば一箱八十円乃至八十五円の取引実績あり、これ等の取引を綜合して、一箱八十円を以て右松沢の本件犯行中昭和二十六年十一月十日より同年十二月二十九日までの分に対する時価と認められるのであり、原審は証拠に基き右の如き計数を以て本件の追徴金額を算出したもので原判決には法令の解釈の適用を誤つたり価額算定の基準またはその方法を誤つた違法はなく又同種事犯に比して著しく過重不公平な算定基準、算定方法をとつた点もない。なお追徴は没収に代る価額でその額は所持していたたばこの数量時価を基準として算数上当然一定するものであり裁判所における自由裁量の余地がないから仮りに所論の如き算定基準を以て日本専売公社が追徴した事例ありとしても、原判決

の量刑とは全然関係なく原判決の量刑が公平を欠く不当なものということはできない。論旨は理由がない。』

二、然しながら原判決が『たばこ専売法第七十五条第二項の「価額」とは犯行時の時価と解すべきところ昭和二十六年十二月二十九日日本専売公社公示第十号により昭和二十七年一月一日以降ラッキーストライクの小売価額は二十本入一箱百三十円と公示されているので特段の事情ない限り昭和二十七年一月一日以降は之を時価と解すべく、』『原審は証拠に基き右の如き計数を以て本件の追徴金額を算出したもので原判決には法令の解釈の適用を誤つたり価額算定の基準またはその方法を誤つた違法はなく又同種事犯に比して著しく過重不公平な算定方法をとつた点もない。なお追徴は没収に代る価格でその額は所持していたたばこの数量時価を基準として算数上当然一定するものであり裁判所における自由裁量の余地がない』と為すは不法不当の甚だしきものなり。

三、名古屋高等裁判所第三部においては本件被告人両名が本件の外国製紙巻たばこを譲り受けたる相手方佐藤銀作に対するたばこ専売法違反被告事件（名古屋高等裁判所昭二九年(う)第二五号）に付昭和二十九年二月二十五日宣告したる判決において本件の右判示と全く相反する判断をしているのである。

即ち『追徴金額が不当であると主張するものであるからこの点について考察するに、たばこ専売法第七十五条第一項は第七十一条等の犯罪にかゝる製造たばこ等は、これを没収する旨を規定し、同第七十五条第二項においては前項の物件を他に譲り渡し若しくは消費したとき又は他にその物件の所有者があつて没収することのできないときは、その価額を追徴する旨を定めているのであるが、右の追徴は犯人の手よりその犯罪にかゝるたばこを没収することが出来ない場合に没収に代えてその価格に相当する金額を納付させるために言い渡すもので犯人をしてその犯罪にかゝるたばこに関して利益を得しめないことを目的とするものであるから犯人がそのたばこを他に譲り渡した場合においては、その譲り渡しによつて得た金員に相当する金額を追徴すべきものであるというべきである。本件において、原判決が被告人より追徴

すべき旨を言い渡した金額十八万六千五百五十円は、本件犯罪にかかるたばこ合計千九百二十個（二十本入）より没収の言渡をなした四百八十五個を控除した残りの千四百三十五個について、市販一個の価格百三十円を乗じて得た金額であると認められるが訴訟記録に徴すれば被告人が本件犯罪にかゝるたばこを他に譲り渡した代金は一個百三十円の割合ではなく一個八十四円乃至八十七円位であると認められるので原判決が前記市販価格一個百三十円の割合によつて算出した金額を以て追徴金額と認定したのは、結局法律の解釈を誤つて法令適用の誤を犯したものというべきである』『被告人は、本件犯罪にかゝるたばこの取引によつて七千円位の利益を得たものであることが認められるので被告人が他に譲り渡した千四百三十五個の譲り渡し代金は、右認定の仕入価格十一万三千六百円と利益七千円の合計額十二万六百円であると認めることが出来るというべきである。従つて被告人が譲り渡しによつて得た金員に相当する金額は十二万六百円であるから被告人に対しては、同額の追徴を言い渡すべきものである』と判示している。

四、被告人両名においては本件のたばこを右佐藤銀作より委託販売のため受取り他へ売却し或はその一部を自家にて使用したるものなるが被告人両名の得たる利益としては一箱当り五円乃至十円に過ぎず唯稀に僅かの数量につき一箱にて十五円位を儲けたるものなり。

されば仮りに一箱につき十円の手数料（利益）を得たとしても之を第一審判決認定の事実に基き算定すれば

(イ) 被告人伊藤の受取りたるたばこの総数七百七十個　得たる利益七千七百円

(ロ) 被告人松沢の受取りたるたばこの総数八百七十二個、得たる利益合計八千七百二十円

となるに過ぎざるなり。

右佐藤銀作は本件の所謂闇たばこを沼津市居住の川村喜一より買受けたるものであり川村喜一等においては富士山麓及御殿場其の他米軍基地の軍人、軍属等の不正横流し品を入手したものである。

現下の日本において人々は之等外国たばこを好んで入手し広く一般に公然と喫煙し居ることは、私共が日頃見聞している所であつていはば世間周知の事実である。従つてかゝる事情の下にあつて本件被告人等が闇たばこの委託販売をなしたりとするも現職の警察署長が本件のたばこを自ら買つて喫し居る程故、さまで悪しき所為なりと考えざりしと言う被告人等の弁疏は何人にも首肯し得るところなりと信ずる。

それ故にかゝる本件事案に対し第一審判決において被告人伊藤に対し

罰金総額　壱万四千五百円
追徴金　拾万百円

被告人松沢に対し

罰金総額　弐万五千円也
追徴金　拾万六千六拾円

を課し第二審判決が之を支持したるは刑の量定甚だしく不当なるのみならず追徴金額の認定を誤れるものなること明らかにして結局法律の解釈を誤つて法令を適用したものと謂うべきである。

加之原判決は名古屋高等裁判所第三部が宣告したる前記判例と相反する誤れる判断なれば破棄を免れざるものと確信する。

以上

（添付書類省略）

昭和二九年(あ)第二六五七号

最高検察庁検事安平政吉の答弁書

右の者に対するたばこ専売法違反被告事件について、天野弁護人から提出された上告趣意書記載の上告理由に対し、左記の如く答弁する。

本件につき天野弁護人提出にかかる昭和二九年九月五日付上告趣意書の要旨とするところは、原判決は追徴金額の認定を誤つたものと謂うべく、この過誤は結局法律解釈の誤謬に淵由するものであり、原審の採つた法律解釈は曩に昭和二九年二月二五日名古屋高等裁判所第三部が言渡した判例と相反するものである。しかもこれらの誤りは判決に影響を及ぼすこと明らかなれば所詮原判決は破棄を免れないものと言うにあるも、原判決には弁護人主張の如き法令解釈上の誤謬乃至法令適用上の過誤あることなく、その解釈の正当なることは、その後他の高等裁判所によつて為された幾多の判例によつて、支持されているところであり、原判決の見解は、仮りに弁護人主張の名古屋高等裁判所の判例の見解は不当であり今日到底維持され難きものと解せられるにより、結局本件上告は理由なきものとして棄却せらるべきものと思料する。左にその理由を詳述することとする。

一、天野弁護人の主張は要するに「たばこ専売法第七五条第二項により追徴すべき価額に関し、原審は、

『価額とは犯行時の時価と解すべきところ、昭和二六年一二月二九日、日本専売公社公示第一〇号により昭和二七年一月一日以降ラッキー・ストライクの小売価格は二〇本入一箱一三〇円と公示されているので、特段の事情ない限り昭和二七年一月一日以降は、これを時価と解すべく、昭和二六年一二月三一日前の時価については、原審証人山内三男、同

佐藤銀作の各証言並びに同人の専売監視に対する質問顛末書及び被告人松沢の原審における各供述によれば、一箱八〇円乃至八五円の取引実績あり、これらの取引を綜合して、一箱八〇円を以て右松沢の本件犯行中、昭和二六年一一月一〇日より同年一二月二九日までの分に対する時価と認められるのであり、原審は証拠に基き右の如き計数を以て本件の追徴金額を算出したもので、原判決には法令の解釈を誤つたり、価額算定の基準またはその方法を誤つた違法はなく、又同種事犯に比して著しく過重不公平な算定基準、算定方法をとつた点もない』と判示して、その価額とは犯行時の時価であり、別にその物につき、公定価等がある場合においては、特段の事情なき限りこれを以て時価とみなすべきものと判断している。

しかしながらこれと別件である名古屋高等裁判所昭和二九年(う)第二五号たばこ専売法違反被告事件につき同裁判所第三部が昭和二九年二月二五日言渡した判旨に徴すれば

『たばこを他に譲り渡した場合における追徴の価格は、現実の譲り渡しによつて得た金員に相当する金額である』

となしている。従つて、これと見解を異にした原審の判決は、結局たばこ専売法第七五条第二項の解釈を誤り且つ前記名古屋高等裁判所の判例と相反する判断をしたこととなるのであるから、破棄を免かれない」と言うにある。

二、右名古屋高等裁判所の判例に近い見解は、また別に高松高等裁判所昭和二八年(う)第九九一、九九二号たばこ専売法違反被告事件につき、同裁判所第三部が同二九年五月一一日言渡の判決においても判示されているところである。すなわち同判決においては「たばこ専売法第七五条第二項が『同条第一項の物件を他に譲り渡したときは、その価額を追徴する』旨規定した法意は、当該違反行為者に、その犯則物件によつて享受した不法の利益を保持せしめないために、当該違反行為者より、その価額を追徴することとしたものと解せられるから、右追徴すべき価額は、法定の価格と異り違反行為当時の取引価格、即ち売買の実績があるときは、売渡価格又は買受価格等を基準として、算定するを相当と考える。従つて原審

が原判示第一の(一)及び(三)の(1)の各葉たばこについては、その譲渡価格、原判示第一の(二)及び第二の各葉たばこについては、その譲受価格（他に譲り渡したときの価格が判然しないため）によつて夫々その追徴額を算定したのは蓋し正当であつて論旨は採用できない」と判示している。（高等裁判所判例集第七巻第六号八三六頁）

三、叙上の判例を検討するとき、そこに当然に問題とされてくる一点は、そもそも追徴すべき「価格」は何を標準としてこれを決定するか、それは（a）犯行時の時価（若くは公価、適正価額）を標準とすべきか、それとも（b）現実に売買行為が行われたとすれば、その売買価格であるか、乃至は（c）実際の利得額であるか。これらのうちそのいずれをもつて正しとすべきかであるが、この問題は、一には、たばこ専売法、就中同法第七五条第二項の法意如何に関するところであるが、二にはまた没収に代る「追徴」なるものの本質を正当に理解することによりはじめて適正に理解し得べきところと思惟される。仍つて以下これらの点につき検討せんに、思うに国家がたばこ事業に関し、民営による利益の分割を排し、敢てこれを国営による専売として国家自ら当該事業を独占する所以のものは、たばこの収益を以て国庫の主要財源にあてるためといわなければならない。この一事は国の予算表を見れば一目瞭然たるものがある。すなわち

	国の歳入予算		専売益金のうちたばこ収入	
				%
昭和三〇年度	九九九、六三一億、五二三萬、〇〇〇円		二一九、四五三億、三六四萬、〇〇〇円	二一・九四
同　三一年度	一、〇三四、九二二億、五二〇萬、〇〇〇円		二一八、〇〇〇億、〇二四萬、〇〇〇円	二一・〇六

となつていて、実に国家財政の二割以上をたばこ益金を以て賄つている現状である。由来たばこは人の嗜好品であつて、生活必需品とはいい難く、しかも人体に害こそあれ、実益なく、従つて積極的な宣伝も許されない反面、国庫のため寿大

な収益をあげなければならないところに、たばこ事業の困難性が看取されるわけである。たばこ専売法はその第九章第七一条以下において厳重な罰則を設けているのであるが、その然らざるを得ない所以のものはこれ一には該事業の困難性を妥当に緩和し、且つたばこ益金の増収とその確保を図ることを目的としているが為めであつて、同法第七五条第一、二項において、刑法第一九条、第一九条の二と異り必要没収、必要追徴の規定を設けている所以のものもまた本法の叙上の特殊目的を貫かんがためである。

たばこ専売法を、かように理解することによつて、本件の課題も容易に解決の鍵を見出し得べく、すなわち本来没収さるべき違反たばこを他に譲り渡した場合における追徴の価額は、その追徴なるものが、もともと没収せらるべき物件の没収せらるべき当時における価格に相当すべきものなる点に鑑み、前示（a）説の通り、本件たばこを没収したと仮定するならば、取得され得べきであつた価格、すなわち犯行時の時価（公定価、適正価も同意義と解す）によるべきものと解するのを妥当と思料される。これに反し、若しも前示（b）または（c）説の如く現実の売買価格、或いは実際の利得額によるべきものとすれば、例えば公定価百三十円のたばこを、仮りに八十円で売買した場合、追徴も八十円或いはそれ以下となるべく、無償譲渡に至つては追徴不能に帰し、たばこ専売法立法の精神と甚しく背致する結果を導くに至るからである。

四、これを要するに、たばこ専売法における没収に代る追徴の価格を決定する標準は右の如きによるべきであり、これと同一見解に出た原審判決の正当なることは極めて明白である。されば原審判決後において右と結論を同うする幾多の高等裁判所の判例を見るに至つているので以下にその判例の要旨を掲げておくこととする。

第一、東京高等裁判所昭和三〇年(う)第九一五号、同三一年二月二七日第七刑事部判決（高等裁判所判例集第九巻第二号一六〇頁）

（要旨）たばこ専売法第七五条第二項にいわゆるその価額の追徴とは、現実の違反取引の価額の如何にかかわらず、その物件の客観的に適正な価額の追徴を意味し、当該物件が、日本専売公社によつて定価の公示された製造たばこに該当するものと認められるものにかかるときは、その価格によるべく、その公示した定価なきときは、客観的に適正と認められる価格によるを相当とする。蓋し、国がたばこの専売を独専し、もつて国の財政収入の確保を図るため特段に、同法第七五条なる必要没収、必要追徴の規定を設けた趣旨に照らし斯かく解するを相当とするばかりでなく、若し斯かく解しないときは、取引価格なき消費や無償譲渡ないし公示された価格のない違反たばこの譲渡の如き場合等をも含め価額を統一して解決することができないからである。果して然らば、原審が、被告人武川万寿三の譲り受けた日本専売公社の売渡さない製造たばこ（外国たばこ）の適正価格は、同公社で小売定価を公示して売渡している輸入製造たばこたるラッキー・ストライク、フイリップ、モーリス及びキャメル並びに同公社で売渡していない輸入製造たばこであるクール共にそれぞれ一カートン千三百円であることが証拠上（記録五三八丁参照）明白であるにかかわらず、その譲受に関して追徴すべき価額を現実の取引価格において、しかも譲受価格中の最低単価を基準として算出した価額を追徴したのは、とりも直さず、たばこ専売法第七五条第二項の適用を誤まりたるに帰し、その誤が、判決に影響を及ぼすことともまた自ら明らかであるから原判決は、この点においてその破棄を免かれない。

第二、東京高等裁判所昭和二九年(う)第六八七号、同年七月二〇日第九刑事部判決（高等裁判所判例集第七巻第七号一〇九八頁）

（要旨）たばこ専売法第七五条第二項にいわゆるその価額の追徴とは、現実の違反取引の価額の如何にかかわらず、法律上適正に認められた価額の追徴を意味するものと解するのを相当とする。

第三、広島高等裁判所昭和二九年(う)第二八号、同年一一月一〇日第四部判決（高等裁判所判例集第七巻第一〇号一五七二頁）

（要旨）たばこ専売法第七五条第二項の価額の追徴は、本来犯人からその物件を没収すべき場合において、犯人が他にこれを譲り渡し若しくは消費したがため没収することができないので、その没収に代えてその価格に相当する金額を納付させる趣旨であると解せられるから、右の追徴額は、消費の場合は勿論、譲渡の場合においても犯人の取得した現実の対価にかかわらずその物件の客観的な適正価格（本件のような日本専売公社の製造たばこの場合は公社が定めて公告した定価）を指すものと解するのを相当とする。

第四、仙台高等裁判所昭和三〇年(う)第一六六号、同年六月二一日第二部判決（最高検判例研究室編・立花書房発行、最高裁「附高裁」刑事判例要旨集第九巻第七号四九二頁）

（要旨）たばこ専売法第七五条第二項の価格の追徴は、本件犯人からその物件を没収すべき場合において、犯人が他にこれを譲渡し若しくは消費したがため没収することができないので、その没収に代えて、その価格に相当する金額を納付させる趣旨であると解せられるから右追徴額は消費の場合は勿論、譲渡の場合においても犯人の取得した現実の対価に拘わらず、その物件の客観的な適正価額（本件のような日本専売公社の製造たばこの場合は公社が定めて公示した定価）を指すものと解するを相当とする。

五、なお、原審判決の法令解釈が正当なる一時はこれと略性質を同じくする旧関税法第八三条第三項の解釈に関しても昭和二七年九月一五日札幌高等裁判所函館支部が（高等裁判所判例集第五巻第一〇号一六八〇頁）なした、つぎの判示よりも推断し得られるところと思料する。すなわち同判決においては

『関税法第八三条第三項にいわゆる追徴決定の標準となるべき「没収スルコト能ハザル物ノ原価」とは、犯行当時にお

ける時価を指すものであることは、同法の趣旨に徴して疑を容れないところであり、その時価は経済統制下にあつては、公定価格のあるものについては、その公定価格を指称するものと解するのが妥当である』

と判示しているのである。

因みに「追徴」ということに関し、原審判決と同様な見解に出たものと見らるべき立法に新関税法第一一八条第二項の規定がある。同項は特にこの点を明文を以て解決して曰く、

『前項の規定により没収すべき犯罪貨物等を没収することができない場合又は同項第二号の規定により犯罪貨物等を没収しない場合においては、その没収することができないもの、又は没収しないものの犯罪が行われた時の価格に相当する金額を犯人から追徴する』

と。以て一箇の参考資料とするに足るものと思惟される。

六、以上を要するに原審判決には、弁護人主張のような法令違反なく、また弁護人主張の名古屋高等裁判所の判例背反があるとしても、該判例の見解は到底支持され難きものである限り、畢竟原審判決は正当として飽くまでも維持さるべきであり、従つて本件上告はその理由なく棄却せらるべきものと思料する。

以　上

最高裁判所裁判集（刑事第一一六号）事件番号別索引

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	二審又は原審	頁
昭和二四年(れ)二二七三	業務妨害	平田スヱ子	昭和三一年一一・一一	三	棄却	福岡高	四三
昭和二七年(あ)二九七六	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反等	平田敏夫外三名	一二・一〇	一	棄却	大阪高	二一九
昭和二七年(あ)二九七六	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反等	笹壁秀道	一二・一〇	一	破棄自判	大阪高	二二五
昭和二八年(あ)五九	職業安定法違反	谷川原誠	一二・一七	一	棄却	大阪高	五三三
昭和二八年(あ)七七四	横領	森田洋三	一二・一七	一	棄却	名古屋高	五四九
昭和二八年(あ)二〇五五	公文書偽造、公務執行妨害等	南相君外一名	一二・一七	一	棄却	広島高	五五五
昭和二八年(あ)二八九一	窃盗未遂、同教唆等	池田長作	一二・一四	二	破棄差戻	名古屋高金沢支	一七一
昭和二八年(あ)三二八〇	公職選挙法違反	五十嵐金彌外二名	一二・一三	一	棄却	仙台高	九一
昭和二八年(あ)三九五四	背任	河合定雄	一二・七	二	棄却	札幌高函館支	一九

昭和二八年(あ)四三六一	詐欺、同未遂、貸金業等の取締に関する法律違反	山崎増五郎	一二・一五	三	破棄差戻	福岡高宮崎支
昭和二八年(あ)五二六五	強盗	太田昭一	一二・一一	三	棄却	名古屋高 六九
昭和二九年(あ)六六五	火薬類取締法違反	森訓男	一二・二二	二	棄却	広島高 二七三
昭和二九年(あ)一三三三	窃盗	佐々木鉄男	一二・二五	三	棄却	仙台高秋田支 三四一
昭和二九年(あ)一四〇〇	麻薬取締法違反	朴基洙	一二・二六	大	棄却	広島高 四九九
昭和二九年(あ)一七九六	放火	中村義雄	一二・二五	三	棄却	広島高松江支 三四七
昭和二九年(あ)一八九五	傷害、脅迫、銃砲刀剣類等所持取締令違反等	酒井英一	一二・二八	二	棄却	福岡高 五八一
昭和二九年(あ)二〇一〇	物品税法違反	東京燐寸工業株式会社	一二・二二	二	棄却	東京高 二八三
昭和二九年(あ)二六五七	たばこ専売法違反	伊藤鉱外一名	一二・二八	二	棄却	名古屋高 五八九
昭和二九年(あ)二七六二	傷害、偽証教唆	野口盛雄	一二・一八	三	棄却	札幌高 一八五
昭和二九年(あ)二七七七	外国人登録令違反	李福南	一二・二六	大	破棄差戻	東京高 五一三

昭和二九年(あ)三〇四六	住居侵入、窃盗	津島伝二郎	一二・二五	三	棄却	東京高 三六七
昭和二九年(あ)三二〇四	業務上横領	幸坂要之助	一二・一二	二	棄却	仙台高秋田支 八七
昭和二九年(あ)三六一〇	窃盗	玄尚繁	一二・二五	三	棄却	東京高 三七三
昭和二九年(あ)四一六九	有印私文書偽造行使、窃盗等	朝倉忠雄	一二・二一	二	棄却	仙台高 二四七
昭和三〇年(し)一五	刑事補償請求棄却決定に対する抗告棄却の決定に対する特別抗告	抗告人勘田政一	一二・二四	大	取消差戻	名古屋高金沢支 三一五
昭和三〇年(あ)五八	賍物故買	金点祚	一二・一八	三	棄却	名古屋高金沢支 二〇五
昭和三〇年(あ)二九五五	賍物故買	武田信太郎	一二・一三	一	棄却	仙台高 九五
昭和三〇年(れ)三四四二	建造物侵入、公務執行妨害等	大戸正一	一二・二五	三	棄却	東京高 三八一
昭和三〇年(あ)四一二六	経済関係罰則ノ整備ニ関スル法律違反	泉信一	一二・一三	一	棄却	大阪高 一〇一
昭和三一年(れ)九	収賄	苅部富造	一二・一一	三	破棄免訴	東京高 六三
昭和三一年(き)二二	再審請求	申立人山田章	一二・一八	三	棄却	最高裁 二一五

昭和三一年(し)四四	控訴棄却決定に対する異議申立棄却の決定に対する特別抗告	申立人	溝辺文雄外一名	一二・一三	一	棄却	大阪高	一五七
昭和三一年(あ)四七	物品税法違反	株式会社新整電社		一二・六	一	棄却	東京高	一一
昭和三一年(し)六一	勾留理由開示の請求却下決定に対する特別抗告	申立人	山英夫	一二・一三	一	棄却	東京高	一六一
昭和三一年(し)六四	保釈却下決定に対する異議申立棄却の決定に対する特別抗告	申立人	山英夫	一二・一四	二	棄却	東京高	一七七
昭和三一年(あ)六六七	傷害、有印私文書偽造、同行使等	木村幸一		一二・二五	三	棄却	大阪高	三九三
昭和三一年(れ)一二五九	詐欺	吉田清作		一二・二〇	一	破棄自判	札幌高函館支	二三一
昭和三一年(あ)一五六四	貴金属管理令違反	三池光雄		一二・一三	一	棄却	福岡高	一一五
昭和三一年(あ)一七五四	関税法違反	足立正雄		一二・二〇	一	棄却	福岡高	二三九
昭和三一年(あ)一八五九	強盗殺人、同未遂	佐藤清太郎		一二・二二	二	棄却	札幌高	二五一
昭和三一年(あ)一九八四	公職選挙法違反	小谷道雄外三名		一二・一三	一	破棄差戻	広島高松江支	一三一
昭和三一年(あ)二〇〇六	公職選挙法違反	山口景次		一二・四	三	棄却	仙台高	一

昭和三一年(あ)二〇六一	詐欺、収賄	池永一夫外一名		一二・一三	一	棄却	大阪高	一三九
昭和三一年(あ)二一一四	私文書偽造、同行使、詐欺等	松岡友一外二名		一二・一七	一	棄却	大阪高	五六五
昭和三一年(あ)二五四四	詐欺	山田由太部		一二・二五	三	棄却	大阪高	四〇一
昭和三一年(あ)二五六七	詐欺	清水端人		一二・一八	三	棄却	東京高	二〇九
昭和三一年(あ)二七一九	公職選挙法違反	高橋永治		一二・七	二	棄却	仙台高	二九
昭和三一年(あ)三〇六四	窃盗、賍物収受	李秀龍外一名		一二・二一	三	棄却	大阪高	二五七
昭和三一年(あ)三一七五	窃盗、強盗未遂	杉本重一		一二・二五	三	棄却	大阪高	四〇七
昭和三一年(あ)三二一五	強盗殺人、死体遺棄等	日吉昭四郎		一二・二五	三	棄却	東京高	四二三

最高裁判所刑事裁判書総目次

昭和三十一年十二月分

最高裁判所事務総局

一、本目次には最高裁判所の判決、決定の全部を集録した。
二、（　）内の数字は分冊を示し、最高裁判所裁判書原本綴の分類による。
三、丁数は最高裁判所裁判書原本綴の丁数である。

		頁
判決	(全)……（四日―二八日）……（三五件）	一
決定	(1)……（四日―一三日）……（九四件）	五
決定	(2)……（一四日―一八日）……（七八件）	一五
決定	(3)……（一九日―二八日）……（七五件）	二三
雑	(全)……（四日―二八日）……（七七件）	三一
不成立	(全)……（一二日―二一日）……（八件）	三九

刑事判決（全）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	第一審又は原審	丁数
昭和三一年(あ)二〇三七	強盗殺人、同未遂、窃盗	向井和之助	一二・四	三	棄却	大阪高	一
昭和三一年(あ)二六四四	強盗殺人、放火	川辺幸男	一二・六	一	棄却	名古屋高	一一
昭和三一年(あ)二九五五	窃盗	小野主税	一二・六	一	棄却	東京高	二八
昭和二八年(あ)一九〇二	強姦致傷、強盗	久田郁夫	一二・七	二	破棄差戻	名古屋高	三四
昭和二八年(あ)三九五四	背任	河合定雄	一二・七	二	棄却	札幌高函館支	四四
昭和二四年(れ)二二七三	業務妨害	平田スヱ子	一二・一一	三	棄却	福岡高	五〇
昭和二八年(あ)五二六五	強盗	太田昭一	一二・一一	三	棄却	名古屋高	六七
昭和三一年(れ)　九	収賄	苅部富造	一二・一二	三	破棄免訴	東京高	七七
昭和三〇年(あ)二九五五	賍物故買	武田信太郎	一二・一三	一	棄却	仙台高	八一

昭和三〇年(あ)四一二六	経済関係罰則ノ整備ニ関スル法律違反	泉	信	一	一二・一三	一
昭和三一年(あ)一九八四	公職選挙法違反	小谷	道雄 外三名	一二・一三	一	破棄差戻
昭和三一年(あ)二〇六一	詐欺、収賄	池永	一夫 外一名	一二・一三	一	破棄差戻
昭和二八年(あ)二八九一	窃盗未遂、同教唆、賍物寄蔵、同牙保	池田	長作	一二・一四	二	破棄差戻
昭和二九年(あ)二七六二	傷害、偽証教唆	野口	盛雄	一二・一八	三	破棄差戻
昭和三一年(あ)二五六七	詐欺	清水	瑞人	一二・一八	三	破棄差戻
昭和三一年(あ)三〇〇六	窃盗	川畑	信次	一二・一八	三	破棄差戻
昭和二七年(あ)二九七六	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、傷害、詐欺	平田	敏夫 外三名	一二・二〇	一	破棄差戻
昭和二七年(あ)二九七六	傷害、暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、公職選挙法違反	笹壁	秀道	一二・二〇	一	自一部破棄判決
昭和三一年(あ)一二五九	詐欺	吉田	清作	一二・二〇	一	破棄自判
昭和二九年(あ)四一六九	有印私文書偽造行使、窃盗、詐欺	朝倉	忠雄	一二・二一	二	棄却
昭和三一年(あ)一一七七	殺人	松井	永明	一二一・二一	二	棄却
昭和二八年(あ)四三六二	詐欺、同未遂、貸金業等の取締に関する法律違反	山崎	増五郎	一二一・二二	三	破棄差戻
昭和二九年(あ)一三三三	窃盗	佐々木	鉄男	一二一・二五	三	棄却
昭和二九年(あ)一七九六	放火	中村	義雄	一二一・二五	三	棄却
昭和二九年(あ)三〇四六	住居侵入、窃盗	津島	伝二郎	一二一・二五	三	棄却
昭和二九年(あ)三六一〇	窃盗	玄	尚繁	一二一・二五	三	棄却
昭和三〇年(あ)三四四二	建造物侵入、公務執行妨害、公文書毀棄	大戸	正一	一二一・二五	三	棄却
昭和二九年(あ)一四〇〇	麻薬取締法違反	朴	基洙	一二一・二六	大	棄却
昭和二九年(あ)二七七七	外国人登録令違反	李	福南	一二一・二六	大	破棄差戻
昭和二八年(あ)五九	職業安定法違反	谷川原	誠	一二一・二七	一	棄却
昭和二八年(あ)七七四	横領	森田	洋三	一二一・二七	一	棄却

昭和三一年(あ)一一七七	殺人	松井	永明	一二一・二一	二	棄却
昭和二八年(あ)四三六二	詐欺、同未遂、貸金業等の取締に関する法律違反	山崎	増五郎	一二一・二二	三	破棄差戻
昭和二九年(あ)一三三三	窃盗	佐々木	鉄男	一二一・二五	三	棄却
昭和二九年(あ)一七九六	放火	中村	義雄	一二一・二五	三	棄却
昭和二九年(あ)三〇四六	住居侵入、窃盗	津島	伝二郎	一二一・二五	三	棄却
昭和二九年(あ)三六一〇	窃盗	玄	尚繁	一二一・二五	三	棄却
昭和三〇年(あ)三四四二	建造物侵入、公務執行妨害、公文書毀棄	大戸	正一	一二一・二五	三	棄却
昭和二九年(あ)一四〇〇	麻薬取締法違反	朴	基洙	一二一・二六	大	棄却
昭和二九年(あ)二七七七	外国人登録令違反	李	福南	一二一・二六	大	破棄差戻
昭和二八年(あ)五九	職業安定法違反	谷川原	誠	一二一・二七	一	棄却
昭和二八年(あ)七七四	横領	森田	洋三	一二一・二七	一	棄却
昭和二九年(あ)四一六九	有印私文書偽造行使、窃盗、詐欺	朝倉	忠雄	一二一・二一	二	棄却
昭和三一年(あ)三〇〇六	窃盗	川畑	信次	一二一・一八	三	棄却
昭和三一年(あ)二五六七	詐欺	清水	瑞人	一二一・一八	三	棄却
昭和二九年(あ)二七六二	傷害、偽証教唆	野口	盛雄	一二一・一八	三	棄却
昭和二八年(あ)二八九一	窃盗未遂、同教唆、賍物寄蔵、同牙保	池田	長作	一二一・一四	二	破棄差戻
昭和三一年(あ)二〇六一	詐欺、収賄	池永	一夫 外一名	一二一・一三	一	棄却
昭和三一年(あ)一九八四	公職選挙法違反	小谷	道雄 外三名	一二一・一三	一	破棄差戻
昭和三〇年(あ)四一二六	経済関係罰則ノ整備ニ関スル法律違反	泉	信一	一二一・一三	一	棄却

昭和二八年(あ)二〇五五	公文書偽造、公務執行妨害、窃盗教唆、印紙犯罪処罰法違反	南 相君 外一名	一二・二七	一	棄却	広島高	二六九
昭和三一年(あ)二九六〇	外国為替及び外国貿易管理法違反	鈴木 光利	一二・二七	一	棄却	東京高	二七五
昭和二九年(あ)一八九五	傷害、脅迫、銃砲刀剣類等所持取締令違反、屠場法違反	酒井 英一	一二・二八	二	破棄自判	福岡高	二七八
昭和二九年(あ)二六五七	たばこ専売法違反	伊藤 欽外一名	一二・二八	二	棄却	名古屋高	二八四
昭和三一年(れ)一四	戦時収賄	荻原徳三郎	一二・二八	二	棄却	東京高	二九四

刑事決定 (1)

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	第一審又は原審	丁数
昭和二九年(あ)三五九一	収賄	川尻貞夫	一二・四	三	棄却	東京高	一
昭和三一年(あ)一七九六	公職選挙法違反	百瀬豊善 外一名	一二・四	三	棄却	東京高	一三
昭和三一年(あ)二〇〇六	公職選挙法違反	山口景次	一二・四	三	棄却	仙台高	一七
昭和三一年(あ)二五三一	賍物運搬	弘津作之進	一二・四	三	棄却	広島高	二五
昭和三一年(あ)二五四八	強姦致傷	岡田国義	一二・四	三	棄却	東京高	三二
昭和三一年(あ)二六五二	傷害	門脇数夫	一二・四	三	棄却	名古屋高	三八
昭和三一年(あ)二八八八	公職選挙法違反	山崎利吉 外一名	一二・四	三	棄却	広島高岡山支	四四
昭和三一年(あ)四七	物品税法違反	株式会社新整電社	一二・六	一	棄却	東京高	五四
昭和三一年(あ)一五五八	覚せい剤取締法違反	和田昭 外二名	一二・六	一	棄却	大阪高	五九

昭和三一年(あ)二一五四	詐欺、強制執行妨害、有印私文書偽造、同行使、公正証書原本不実記載、同行使	佐々木善徳	一二・六	一	棄却	仙台高	七一
昭和三一年(あ)二七一九	公職選挙法違反	高橋永治	一二・七	二	棄却	仙台高	七五
昭和三一年(あ)三二五六	窃盗	中上秀之	一二・七	二	棄却	広島高	八三
昭和三一年(あ)三三一七	窃盗	藤原康利	一二・七	二	棄却	東京高	八七
昭和二九年(あ)三三二四	放火、銃砲等所持禁止令違反、詐欺	佐々木秀丸	一二・一一	三	棄却	東京高	九八
昭和二九年(あ)三五五四	麻薬取締法違反	李正淑	一二・一一	三	棄却	東京高	一〇四
昭和三一年(あ)二一一九	傷害	小松徳義	一二・一一	三	棄却	大阪高	一〇八
昭和三一年(あ)二五五五	窃盗	森正年	一二・一一	三	棄却	東京高	一一一
昭和三一年(あ)二六一一	業務上横領	西川幸雄	一二・一一	三	棄却	大阪高	一一四
昭和三一年(あ)二六三〇	賍物故買	李漢基	一二・一一	三	棄却	広島高	一一八
昭和三一年(あ)三六三六	強盗致傷、窃盗	坂本芳夫外一名	一二・一一	三	棄却	仙台高	一二二

昭和三一年(あ)二七五一	食糧管理法違反	青山定夫	一二・一一	三	棄却	名古屋高	一二五
昭和三一年(あ)二七八五	窃盗	権元根	一二・一一	三	棄却	名古屋高金沢支	一二八
昭和三一年(あ)二八〇五	業務上横領、有価証券偽造、同行使、詐欺、同未遂	山形義美	一二・一一	三	棄却	大阪高	一三四
昭和三一年(あ)二八二〇	窃盗	武山輝男	一二・一一	三	棄却	札幌高	一三八
昭和三一年(あ)二八三八	傷害致死	原田清	一二・一一	三	棄却	名古屋高	一四二
昭和三一年(あ)二八七九	横領	山本義一郎	一二・一一	三	棄却	大阪高	一五二
昭和三一年(あ)二九一六	強盗、窃盗、住居侵入	菊地元治	一二・一一	三	棄却	仙台高	一五五
昭和三一年(あ)二九二五	窃盗、横領、詐欺	鈴木信親	一二・一一	三	棄却	仙台高	一六三
昭和三一年(あ)二九五二	殺人	佐竹宝司	一二・一一	三	棄却	福岡高	一六六
昭和三一年(あ)二九五九	窃盗	新井省三	一二・一一	三	棄却	東京高	一六九
昭和三一年(あ)二九六七	住居侵入、暴力行為等処罰に関する法律違反	松島秀次	一二・一一	三	棄却	東京高	一七三

昭和三一年(あ)二九七八	業務上横領	中山章	一二・一一	三	乗却	東京高	一七六		
昭和三一年(あ)二九八八	横領、暴力行為等処罰ニ関スル法律違反	高橋正芳	一二・一一	三	乗却	東京高	一八二		
昭和三一年(あ)二九九二	賍物故買、金属屑回収業に関する条例違反	申仁述	一二・一一	三	乗却	広島高	一八五		
昭和三一年(あ)三〇一九	賍物牙保	吉野弥太郎	一二・一一	三	乗却	名古屋高金沢支	一八九		
昭和三一年(あ)三〇三〇	業務上過失致死、道路交通取締法違反	水野由金	一二・一一	三	乗却	名古屋高	一九二		
昭和三一年(あ)三〇三三	詐欺、公文書偽造、同行使、私文書偽造、同行使、公正証書原本不実記載、同行使	木川鴻明	一二・一一	三	乗却	大阪高	一九五		
昭和三一年(あ)三〇四二	関税法違反	中西武	一二・一一	三	乗却	大阪高	一九八		
昭和三一年(あ)三〇四五	殺人	松尾伊太郎	一二・一一	三	乗却	大阪高	二〇一		
昭和三一年(あ)三〇七六	覚せい剤取締法違反	慎性寿	一二・一一	三	乗却	東京高	二〇四		
昭和三一年(あ)三〇八〇	業務上過失致死	川島金治	一二・一一	三	乗却	東京高	二〇八		
昭和三一年(あ)三〇八五	業務上過失傷害	小川茂路	一二・一一	三	乗却	東京高	二一二		

昭和三一年(あ)三〇九一	物品税法違反	朴信守	一二・一一	三	乗却	名古屋高	二一一		
昭和三一年(あ)三一一〇	窃盗、業務上過失傷害、道路交通取締法違反	尹金竜	一二・一一	三	乗却	福岡高宮崎支	二一四		
昭和三一年(あ)三一二一	傷害、銃砲刀剣類等所持取締令違反、職業安定法違反	白川鉄夫	一二・一一	三	乗却	札幌高	二一七		
昭和三一年(あ)三一二四	業務上過失致死、同傷害	船引久士	一二・一一	三	乗却	大阪高	二三〇		
昭和三一年(あ)三一四〇	関税法違反	円井茂	一二・一一	三	乗却	大阪高	二三四		
昭和三一年(あ)三一四三	詐欺、準詐欺	山崎正	一二・一一	三	乗却	札幌高	二一三		
昭和三一年(あ)三一四六	業務上横領	中西俊一	一二・一一	三	乗却	大阪高	二四四		
昭和三一年(あ)三一五四	業務上横領	水野秀夫	一二・一一	三	乗却	大阪高	二四九		
昭和三一年(あ)三一五七	覚せい剤取締法違反、外国人登録法違反	劉順玉	一二・一一	三	乗却	大阪高	二五六		
昭和三一年(あ)二一一五	道路交通取締法違反、業務上過失致死傷	鶴岡孝之	一二・一二	二	乗却	東京高	二五九		
昭和二九年(あ)二一六七	窃盗、横領	田畑重信	一二・一二	二	乗却	大阪高	二六三		

昭和二九年(あ)二七一六	窃盗	松崎 実	一二・一二	二	棄却	東京高	二六六		
昭和二九年(あ)二九八九	横領	吉田順二	一二・一二	二	棄却	仙台高	二七〇		
昭和二九年(あ)三二〇四	業務上横領	幸坂要之助	一二・一二	二	棄却	仙台高秋田支	二七六		
昭和二九年(あ)三七〇四	窃盗	伴房次郎	一二・一二	二	棄却	東京高	二七九		
昭和二九年(あ)三八九四	詐欺、横領	塚原せつ子	一二・一二	二	棄却	東京高	二九〇		
昭和三一年(あ)三〇五九	窃盗	高橋藤与	一二・一二	三	棄却	札幌高	二九三		
昭和三一年(あ)三二三七	窃盗	平賀明	一二・一二	二	棄却	大阪高	三〇〇		
昭和三一年(あ)三三一三	詐欺、窃盗	堀江富士男外一名	一二・一二	二	棄却	東京高	三〇五		
昭和二八年(あ)三二八〇	公職選挙法違反	五十嵐重彌外二名	一二・一三	一	棄却	仙台高	三一三		
昭和三一年(あ)九六二	収賄	永田均	一二・一三	一	棄却	福岡高	三一六		
昭和三一年(あ)一五六四	貴金属管理法違反	三池光雄	一二・一三	一	棄却	福岡高	三三三		

昭和三一年(あ)一七七五	放火	山本美代子	一二・一三	一	棄却	大阪高	三四二		
昭和三一年(あ)二一一九	覚せい剤取締法違反	小林末治	一二・一三	一	棄却	大阪高	三五六		
昭和三一年(あ)二二三二	覚せい剤取締法違反	田畑政之助	一二・一三	一	棄却	大阪高	三六〇		
昭和三一年(あ)二三五七	窃盗	樋口勧外一名	一二・一三	一	棄却	広島高	三六四		
昭和三一年(あ)二三五七	詐欺	藤原嘉右ェ門	一二・一三	一	棄却	仙台高	三六八		
昭和三一年(あ)二三八七	詐欺	飯野武彦	一二・一三	一	棄却	東京高	三七一		
昭和三一年(あ)二四九一	窃盗、外国人登録法違反、賍物故買	朴鐘承	一二・一三	一	棄却	広島高岡山支	三七六		
昭和三一年(あ)二五〇四	業務上横領	松葉禎輔	一二・一三	一	棄却	福岡高	三七九		
昭和三一年(あ)二五〇七	職業安定法違反、賍物故買	徳永光雄	一二・一三	一	棄却	福岡高	三八四		
昭和三一年(あ)二五四二	覚せい剤取締法違反	李成雨外一名	一二・一三	一	棄却	大阪高	三八八		
昭和三一年(あ)二五五〇	放火未遂	駒崎吉郎	一二・一三	一	棄却	東京高	三九六		

昭和三一年(あ)二五五九	殺	人	大木梅三郎	一二・一三	一	棄却	東京高	四一五	
昭和三一年(あ)二五八四	賍物故買	田中邦合郎	一二・一三	一	棄却	大阪高	四二〇		
昭和三一年(あ)二五九〇	詐欺	浅野東太郎	一二・一三	一	棄却	福岡高	四二四		
昭和三一年(あ)二六一五	暴行、詐欺、恐喝、強要	李田梅	一二・一三	一	棄却	大阪高	四二七		
昭和三一年(あ)二六三一	食糧管理法違反	広瀬国一 外一六名	一二・一三	一	棄却	高松高	四三一		
昭和三一年(あ)二六三七	児童福祉法違反	穂坂マサエ	一二・一三	一	棄却	福岡高	四四一		
昭和三一年(あ)二六四三	公務執行妨害、傷害	若宮昇次	一二・一三	一	棄却	大阪高	四四四		
昭和三一年(あ)二六五六	覚せい剤取締法違反	中村ヒサ	一二・一三	一	棄却	名古屋高	四六七		
昭和三一年(あ)二六六七	有価証券偽造、同行使、詐欺	榎本英彦	一二・一三	一	棄却	大阪高	四七〇		
昭和三一年(あ)二六八九	業務上横領、詐欺	小見川吉雄	一二・一三	一	棄却	東京高	四八〇		
昭和三一年(あ)二七〇〇	業務上横領、私文書偽造、同行使詐欺	郡司重三	一二・一三	一	棄却	東京高	四八六		

昭和三一年(あ)二七三六	職業安定法違反	富田金次郎	一二・一三	一	棄却	福岡高宮崎支	四九〇		
昭和三一年(あ)二七四六	公職選挙法違反	井本保郎	一二・一三	一	棄却	名古屋高	四九三		
昭和三一年(あ)二七四九	暴行、傷害、公務執行妨害	島田隆一	一二・一三	一	棄却	広島高松江支	四九九		
昭和三一年(あ)二七五八	住居侵入	大津実	一二・一三	一	棄却	東京高	五〇五		
昭和三一年(あ)二七六八	窃盗	大熊則之	一二・一三	一	棄却	東京高	五〇九		
昭和三一年(あ)二七九五	麻薬取締法違反、覚せい剤取締法違反	馬周聖 外一名	一二・一三	一	棄却	大阪高	五一〇		
昭和三一年(あ)二九〇五	公職選挙法違反	本田栄蔵	一二・一三	一	棄却	福岡高	五一四		
昭和三一年(あ)二九三七	公職選挙法違反	幸本定寿 外六名	一二・一三	一	棄却	広島高松江支	五一七		

刑事決定（2）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法定	結果	第一審又は原審	丁数
昭和三一年(あ)二二三〇	婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する勅令違反、京都市風紀取締条例違反	中村直一	一二・一四	三	棄却	大阪高	一
昭和三一年(あ)二五四六	背任	小林大竜	一二・一四	二	棄却	大阪高	六
昭和三一年(あ)二六二三	業務上横領、詐欺	遊佐忠男	一二・一四	二	棄却	仙台高	一二
昭和三一年(あ)一七八三	脅迫	木村栄太郎	一二・一四	二	棄却	札幌高	一六
昭和三一年(あ)一八三五	虚偽有印文書作成、同行使、詐欺、脅迫	藤中隆幸	一二・一四	二	棄却	広島高	二〇
昭和三一年(あ)一九六九	強盗傷人、恐喝	原子裕次	一二・一四	二	棄却	東京高	二四
昭和三一年(あ)一九八三	窃盗	田中勲	一二・一四	二	棄却	高松高	二七
昭和三一年(あ)三〇〇八	覚せい剤取締法違反	権命福	一二・一四	二	棄却	大阪高	三〇
昭和三一年(あ)三〇二九	業務上横領	安田栄一	一二・一四	二	棄却	名古屋高	三三

昭和三一年(あ)三〇四四	詐欺、脅迫	阿部勇治	一二・一四	二	乗却	大阪高	三七		
昭和三一年(あ)三〇五二	窃盗	沼守武信	一二・一四	二	乗却	大阪高	四二		
昭和三一年(あ)三〇九三	詐欺	福沢喜志男	一二・一四	二	乗却	広島高岡山支	四五		
昭和三一年(あ)三〇九四	賭場開張、図利	岡島幸作	一二・一四	二	乗却	名古屋高	五三		
昭和三一年(あ)三一三四	詐欺、有印私文書偽造、同行使	今枝豊一郎	一二・一四	二	乗却	名古屋高	五六		
昭和三一年(あ)三一五八	有価証券偽造、同行使、詐欺	矢田隆夫	一二・一四	二	乗却	大阪高	五九		
昭和三一年(あ)三一七七	強盗傷人、傷害、暴行、恐喝	朴一祚	一二・一四	二	乗却	名古屋高	六二		
昭和三一年(あ)三一四八	窃盗、傷害	阿部郡一	一二・一四	二	乗却	仙台高	六八		
昭和三一年(あ)三一八八	覚せい剤取締法違反	垂見アキ	一二・一四	二	乗却	大阪高	七三		
昭和三一年(あ)三一九三	窃盗、賍物牙保、賍物収受	村居兵四郎外一名	一二・一四	二	乗却	名古屋高金沢支	七八		
昭和三一年(あ)三二〇八	傷害致死	野村武人	一二・一四	二	乗却	広島高	八三		

昭和三一年(あ)三一三三	邸宅侵入、脅迫、傷害	福田進	一二・一四	二	乗却	東京高	八七		
昭和三一年(あ)三三三一	窃盗	高橋隆年	一二・一四	二	乗却	東京高	九一		
昭和三一年(あ)三三三七	道路交通取締法違反	矢沢直祐	一二・一四	二	乗却	東京高	九五		
昭和三一年(あ)三三五五	覚せい剤取締法違反	柏倉初江	一二・一四	二	乗却	札幌高	一〇〇		
昭和三一年(あ)三三九〇	窃盗未遂、傷害	石田四郎	一二・一四	二	乗却	高松高	一〇四		
昭和三一年(あ)三四一三	傷害	大友誠	一二・一四	二	乗却	仙台高	一〇七		
昭和三一年(あ)三四五一	公務執行妨害、傷害、道路交通取締法違反	松永正男	一二・一四	二	乗却	東京高	一一〇		
昭和三一年(あ)一七七四	賍物運搬	橋本国夫	一二・一七	二	乗却	大阪高	一一七		
昭和三一年(あ)二六五一	物品税法違反	李完珪	一二・一七	二	乗却	名古屋高	一二〇		
昭和三一年(あ)二七〇九	食糧管理法違反	小関幌吉	一二・一七	二	乗却	東京高	一二三		
昭和三一年(あ)二八二八	傷害致死	北畠由吉	一二・一七	二	乗却	仙台高秋田支	一二六		

昭和三一年(あ)二九二一	窃盗	菅	徳市	一二・一七	二	棄却	高松高	一三一	
昭和三一年(あ)二九六一	窃盗	岡村	富夫	一二・一七	二	棄却	東京高	一三五	
昭和三一年(あ)二九八七	銃砲刀剣類等所持取締令違反、賍物運搬	石井	浩	一二・一七	二	棄却	東京高	一三九	
昭和三一年(あ)一九九七	酒税法違反	具	春石	一二・一七	二	棄却	広島高	一四三	
昭和三一年(あ)三〇〇九	公文書偽造、同行使、私文書偽造、同行使、関税法違反、枉法収賄詐欺、贈賄	倉	勢明 外二名	一二・一七	二	棄却	大阪高	一四七	
昭和三一年(あ)三〇一八	食糧管理法違反	徐	明鎮	一二・一七	二	棄却	名古屋高金沢支	一五三	
昭和三一年(あ)三〇二六	覚せい剤取締法違反	牛場	美代子 外一名	一二・一七	二	棄却	大阪高	一五六	
昭和三一年(あ)三〇六九	脅迫、恐喝	川上	光雄	一二・一七	二	棄却	東京高	一六〇	
昭和三一年(あ)三〇七五	窃盗、同未遂	山田	竹治	一二・一七	二	棄却	東京高	一六五	
昭和三一年(あ)三一〇七	恐喝	曹	五植	一二・一七	二	棄却	大阪高	一七〇	
昭和三一年(あ)三一〇九	賍物牙保	平山	英昌	一二・一七	二	棄却	福岡高宮崎支	一七三	

昭和三一年(あ)三一三六	公文書偽造、外国人登録法違反	梁	二万	一二・一七	二	棄却	大阪高	一七六	
昭和三一年(あ)三一三九	覚せい剤取締法違反	久保	一郎	一二・一七	二	棄却	大阪高	一七九	
昭和三一年(あ)三一五〇	覚せい剤取締法違反	野尻	健太郎	一二・一七	二	棄却	大阪高	一八三	
昭和三一年(あ)三一一六	賍物牙保	寺田	四郎	一二・一七	二	棄却	東京高	一八七	
昭和三一年(あ)三一二五	昭和二二年勅令九号違反、性病予防法違反	直田	君子	一二・一七	二	棄却	東京高	一九一	
昭和三一年(あ)三一四三	業務上過失致死傷	山口	丈吉	一二・一七	二	棄却	仙台高	二〇〇	
昭和三一年(あ)三一七三	覚せい剤取締法違反	姜	万寿	一二・一七	二	棄却	大阪高	二〇四	
昭和三一年(あ)三一九五	放火	渡辺	勝代	一二・一七	二	棄却	大阪高	二〇七	
昭和三一年(あ)二二〇五	恐喝	浅田	範雄	一二・一七	二	棄却	広島高	二一〇	
昭和三一年(あ)三二四八	覚せい剤取締法違反、傷害	大野	幸助	一二・一七	二	棄却	東京高	二一三	
昭和三一年(あ)三三六八	傷害、住居侵入、脅迫、暴行、銃砲刀剣類等所持取締令違反	柴田	鏘	一二・一七	二	棄却	名古屋高	二一七	

昭和三一年(あ)三三七六	業務上過失致死傷	山下保	一二・一七	二	乗却	名古屋高	二二〇		
昭和三一年(あ)三三九五	職業安定法違反	奥野増一	一二・一七	二	乗却	大阪高	二二三		
昭和三一年(あ)三四〇〇	窃盗、賍物牙保	俵充三	一二・一七	二	乗却	大阪高	二三一		
昭和三一年(あ)三四〇五	恐喝	田村安雄	一二・一七	二	乗却	大阪高	二三七		
昭和三一年(あ)三四四〇	横領、詐欺、有価証券偽造、同行使	萩野実	一二・一七	二	乗却	東京高	二四六		
昭和三〇年(あ)五八	賍物故買	金点祚	一二・一八	三	乗却	名古屋高金沢支	二五一		
昭和三〇年(あ)一一〇	食糧管理法違反	藤井清吉	一二・一八	三	乗却	仙台高	二五五		
昭和三〇年(あ)二六四	傷害致死	相馬正吉	一二・一八	三	乗却	東京高	二六二		
昭和三一年(あ)二七一〇	窃盗未遂	藤尾義次	一二・一八	三	乗却	東京高	二六八		
昭和三一年(あ)二八〇一	覚せい剤取締法違反	近木敏雄外一名	一二・一八	三	乗却	広島高	二七三		
昭和三一年(あ)二八五一	職業安定法違反	中村政治	一二・一八	三	乗却	福岡高宮崎支	二七六		

昭和三一年(あ)二八六四	酒税法違反	金児	一二・一八	三	乗却	大阪高	二七九		
昭和三一年(あ)二八九四	覚せい剤取締法違反、同幇助	松浦繁三外一名	一二・一八	三	乗却	大阪高	二八三		
昭和三一年(あ)二九七五	覚せい剤取締法違反	中山勝六	一二・一八	三	乗却	東京高	二八七		
昭和三一年(あ)三〇〇一	賍物故買	中島義祐	一二・一八	三	乗却	福岡高	二九〇		
昭和三一年(あ)三〇五三	傷害、暴行	申鉉卓	一二・一八	三	乗却	大阪高	二九四		
昭和三一年(あ)三〇七三	覚せい剤取締法違反	林青外一名	一二・一八	三	乗却	東京高	三〇一		
昭和三一年(あ)三〇八三	物品税法違反	杉本時兌	一二・一八	三	乗却	東京高	三〇五		
昭和三一年(あ)三二一七	職業安定法違反、銃砲刀剣類等所持取締令違反	岩田角治	一二・一八	三	乗却	東京高	三〇九		
昭和三一年(あ)三二四六	賍物運搬	和芳孝	一二・一八	三	乗却	仙台高	三一六		
昭和三一年(あ)三二三五	窃盗	菅野邦夫	一二・一八	三	乗却	高松高	三一三		
昭和三一年(あ)三二五七	詐欺	西田初男	一二・一八	三	乗却	高松高	三一九		

昭和三一年(あ)三三〇六	覚せい剤取締法違反	白	甲	順	一二・一八	三	棄却	広島高	三二五
昭和三一年(あ)三三四四	医師法違反	掛	本	務	一二・一八	三	棄却	東京高	三二八
昭和三一年(あ)三四二九	業務上横領	田	代	賀	孝	一二・一八	三	棄却	高松高	三三二

刑事決定 (3)

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	第一審又は原審	丁数
昭和三一年(あ)二六五三	食糧管理法違反	中田	幸夫	一二・一九	二	棄却	名古屋高	一
昭和三一年(あ)二九〇〇	業務上横領	吉田	稔	一二・一九	二	棄却	広島高松江支	四
昭和三一年(あ)二九六四	詐欺	村松	正	一二・一九	二	棄却	東京高	九
昭和三一年(あ)三〇四一	児童福祉法違反	田中	松次郎	一二・一九	二	棄却	福岡高	一三
昭和三一年(あ)三〇七二	窃盗、賍物牙保	高杉	稔	一二・一九	二	棄却	東京高	一九
昭和三一年(あ)三一七四	昭和二二年勅令第九号違反	松本	金一	一二・一九	二	棄却	大阪高	二二
昭和三一年(あ)三二八三	道路交通取締法違反	金	達煥	一二・一九	二	棄却	広島高	二六
昭和三一年(あ)一七五四	関税法違反	足達	正雄	一二・二〇	一	棄却	福岡高	三二
昭和二九年(あ)三二八九	覚せい剤取締法違反、外国人登録法違反	姜	信周	一二・二二	二	棄却	福岡高	三七

昭和二九年(あ)三五一五	傷害、暴力行為等処罰に関する法律違反、銃砲刀剣類等所持取締令違反	白石芳久	一二・二一	二	棄却	大阪高	四〇		
昭和二九年(あ)三五〇〇	業務上横領、有価証券偽造行使、詐欺	北島淳蔵	一二・二一	二	棄却	大阪高	四五		
昭和三一年(あ)一八五九	強盗殺人、同未遂	佐藤清太郎	一二・二一	二	棄却	札幌高	五〇		
昭和三一年(あ)二九四一	横領	井上源吾	一二・二一	二	棄却	名古屋高	五四		
昭和三一年(あ)二九五一	傷害	小松秀助	一二・二一	三	棄却	福岡高	五八		
昭和三一年(あ)三〇六四	窃盗、賍物収受	李秀竜外一名	一二・二一	三	棄却	大阪高	六二		
昭和三一年(あ)三一三一	暴行	河内作右衛門	一二・二一	二	棄却	高松高	七一		
昭和三一年(あ)三二〇一	賍物故買	金南石	一二・二一	二	棄却	仙台高	七四		
昭和三一年(あ)三二三四	傷害、強要	李春発	一二・二一	二	棄却	大阪高	七七		
昭和三一年(あ)三二九一	傷害、銃砲刀剣類等所持取締令違反	中村一三	一二・二一	二	棄却	大阪高	八二		
昭和三一年(あ)三四九一	詐欺	中村寅一	一二・二一	二	棄却	東京高	八五		

昭和二九年(あ)六六五	火薬類取締法違反	森訓男	一二・二二	二	棄却	広島高	八八		
昭和二九年(あ)二〇一〇	物品税法違反	東京燐寸工業株式会社	一二・二二	二	棄却	東京高	九四		
昭和二九年(あ)三八〇七	殺人、銃砲刀剣類等所持取締令違反	林文記	一二・二二	二	棄却	大阪高	一一一		
昭和三一年(あ)三二一四	窃盗	平野幸七	一二・二二	二	棄却	東京高	一一六		
昭和三一年(あ)六六七	傷害、有印私文書偽造、同行使、銃砲刀剣類等所持取締令違反	木村幸一	一二・二五	三	棄却	大阪高	一三四		
昭和三一年(あ)二五四四	詐欺	山田由太郎	一二・二五	三	棄却	大阪高	一三九		
昭和三一年(あ)二六七一	窃盗	中村正晴	一二・二五	三	棄却	大阪高	一四三		
昭和三一年(あ)二七七〇	業務上横領	久保庭勇	一二・二五	三	棄却	東京高	一四八		
昭和三一年(あ)二八二六	賍物収受、同牙保、同故買	日下部正助	一二・二五	三	棄却	仙台高秋田支	一五一		
昭和三一年(あ)三〇二七	暴力行為等処罰に関する法律違反、窃盗	東勝宥	一二・二五	三	棄却	名古屋高	一五五		
昭和三一年(あ)三一三二	覚せい剤取締法違反	筒井明	一二・二五	三	棄却	高松高	一五八		

昭和三一年(あ)三一五九	食糧管理法違反	古川万治	一二・二五	三	棄却	大阪高	一六二		
昭和三一年(あ)三一六七	窃盗	山谷鉄夫	一二・二五	三	棄却	大阪高	一七〇		
昭和三一年(あ)三一七〇	詐欺	林実	一二・二五	三	棄却	大阪高	一七三		
昭和三一年(あ)三一七五	窃盗、強盗未遂	替本重一	一二・二五	三	棄却	大阪高	一七六		
昭和三一年(あ)三一八一	現住建造物放火、外国人登録法違反	曹盛煥	一二・二五	三	棄却	福岡高	一八五		
昭和三一年(あ)三一八三	窃盗、外国人登録法違反	李奉斗	一二・二五	三	棄却	福岡高宮崎支	一九八		
昭和三一年(あ)三一一五	強盗殺人、死体遺棄、強盗	日吉昭四郎	一二・二五	三	棄却	東京高	二〇五		
昭和三一年(あ)三一二〇	覚せい剤取締法違反	尹在珍 外二名	一二・二五	三	棄却	東京高	二四三		
昭和三一年(あ)三二七九	暴力行為等処罰に関する法律違反、監禁	渡辺力人	一二・二五	三	棄却	広島高	二五一		
昭和三一年(あ)三二八二	賍物故買	金明午	一二・二五	三	棄却	広島高	二五四		
昭和三一年(あ)三三二六	窃盗	須藤久宏 外一名	一二・二五	三	棄却	東京高	二五七		

昭和三一年(あ)三三六一	窃盗	伊藤信雄	一二・二五	三	棄却	仙台高	二六三		
昭和三一年(あ)三三七二	窃盗	李徳基	一二・二五	三	棄却	広島高	二六六		
昭和三一年(あ)三七八八	窃盗	村田与	一二・二六	二	棄却	広島高	二六九		
昭和二八年(あ)一三〇五	詐欺未遂	明石金右衛門	一二・二七	一	棄却	名古屋高	二七四		
昭和二八年(あ)一六二三	公文書偽造、同行使	富家正雄	一二・二七	一	棄却	東京高	二八一		
昭和二八年(あ)二〇九〇	覚せい剤取締法違反	梁峯基	一二・二七	一	棄却	東京高	二八五		
昭和三一年(あ)二一一四	私文書偽造、同行使、詐欺、業務上横領	松岡友一 外二名	一二・二七	一	棄却	大阪高	二九一		
昭和三一年(あ)二一三〇	詐欺	馬場時夫	一二・二七	一	棄却	大阪高	三〇〇		
昭和三一年(あ)二四二一	詐欺	黒田清	一二・二七	一	棄却	福岡高宮崎支	三〇三		
昭和三一年(あ)二五三二	横領、詐欺	山野三郎	一二・二七	一	棄却	福岡高	三〇六		
昭和三一年(あ)二五五六	窃盗	平田輝夫	一二・二七	一	棄却	東京高	三一二		

昭和三一年(あ)二六〇九	詐欺、同未遂	西羽善一郎	一二・二七	一	棄却	大阪高	三一六	
昭和三一年(あ)二六五〇	窃盗	天野常春	一二・二七	一	棄却	名古屋高	三二二	
昭和三一年(あ)二六六四	覚せい剤取締法違反	井上得太郎 外一名	一二・二七	一	棄却	大阪高	三二六	
昭和三一年(あ)二六八三	覚せい剤取締法違反	藤白光雄	一二・二七	一	棄却	東京高	三三〇	
昭和三一年(あ)二七一五	受託収賄、単純収賄	松浦新助 外一名	一二・二七	一	棄却	仙台高	三三四	
昭和三一年(あ)二七二一	殺人	加藤浩治	一二・二七	一	棄却	仙台高	三三九	
昭和三一年(あ)二七二七	詐欺	岩田俊城	一二・二七	一	棄却	名古屋高	三四四	
昭和三一年(あ)二七三三	食糧管理法違反	佐藤健吉	一二・二七	一	棄却	札幌高函館支	三四七	
昭和三一年(あ)二七五二	窃盗	山本善助	一二・二七	一	棄却	名古屋高	三五二	
昭和三一年(あ)二七六七	覚せい剤取締法違反	林清 外一名	一二・二七	一	棄却	東京高	三五七	
昭和三一年(あ)二七八九	贈賄	大塚文男	一二・二七	一	棄却	広島高岡山支	三六一	

昭和三一年(あ)二八四四	窃盗、賍物故買	浜川元三 外一名	一二・二七	一	棄却	名古屋高	三六五	
昭和三一年(あ)二八五九	覚せい剤取締法違反	古河一	一二・二七	一	棄却	仙台高	三六九	
昭和三一年(あ)二八六五	暴行、傷害、恐喝	李孟	一二・二七	一	棄却	大阪高	三七三	
昭和三一年(あ)二九一八	職業安定法違反	清水善吉	一二・二七	一	棄却	仙台高	三七五	
昭和三一年(あ)二九五七	不法監禁、恐喝、同未遂、傷害	沼田清正	一二・二七	一	棄却	東京高	三八〇	
昭和三一年(あ)二九七九	昭和二二年勅令第九号違反	重田栄四郎	一二・二七	一	棄却	東京高	三八三	
昭和三一年(あ)三〇〇三	強盗未遂、窃盗	山本徳松	一二・二七	一	棄却	大阪高	三八五	
昭和三一年(あ)三〇〇五	窃盗、覚せい剤取締法違反	金福伊	一二・二七	一	棄却	大阪高	三九二	
昭和三一年(あ)三三五二	窃盗	岡本義夫	一二・二八	三	棄却	札幌高	三九八	
昭和三一年(あ)三四九二	窃盗、同未遂	戸沢清一郎	一二・二八	三	棄却	東京高	四〇八	
昭和三一年(あ)三五二三	業務上横領、窃盗	鈴木馨	一二・二八	三	棄却	大阪高	四一七	

刑事雑事件（全）

事件番号	事件名	申立人氏名	裁判月日	法廷	結果	原審又は第一審	丁数
再審請求							
昭和三一年(き) 一八	賍物牙保、同故買、同寄蔵被告事件についてした上告棄却決定に対する再審請求	渡辺留蔵	一二・四	三	棄却		一
昭和三一年(き) 一九	殺人、死体遺棄被告事件についてなした上告棄却の確定判決に対する再審請求	梶原竹雄	一二・一八	三	棄却		五
昭和三一年(き) 二二	窃盗被告事件についてなした上告棄却の確定決定に対する再審請求	山田章	一二・一八	三	棄却		一二
判決訂正申立							
昭和三一年(み) 三五	傷害被告事件について言渡した判決に対する訂正申立	横山隆（千葉外二名）	一二・八	一	棄却		一六
昭和三一年(み) 三八	公職選挙法違反被告事件についてなした上告棄却の判決に対する訂正申立	佐藤重一（西尾圭介外一名）	一二・一七	二	棄却		一八
昭和三一年(み) 三七	窃盗被告事件についてなした上告棄却の判決に対する訂正申立	杉浦敏彦	一二・二五	三	棄却		一三
昭和三一年(み) 三六	放火被告事件についてなした上告棄却の判決に対する訂正申立	中島万六（藤村福造）	一二・二六	一	棄却		二五

抗告申立

昭和三一年(し)	三一	裁判の執行に関する異議申立却下決定に対する即時抗告を棄却する決定に対する特別抗告申立	野村鋲然	一二・四	三棄却
昭和三一年(し)	六〇	窃盗、賍物牙保被告事件についてなした再審請求棄却決定に対する特別抗告申立	川原役蔵	一二・五	二棄却
昭和三一年(し)	四三	傷害致死等被告事件についてなした裁判官忌避申立却下決定に対する即時抗告棄却決定に対する特別抗告申立	前堀政幸（宋哲外一名）準	一二・一一	三棄却
昭和三一年(し)	五四	私文書偽造、同行使被告事件について申立人がなした勾留更新決定に対する抗告の申立についてなした抗告棄却決定に対する特別抗告申立	高木光士	一二・一一	三棄却
昭和三一年(し)	五八	刑執行猶予言渡取消決定に対する即時抗告申立につきなした抗告棄却決定に対する特別抗告申立	ルーリツチ・フランチエスコ	一二・一一	三棄却
昭和三一年(し)	五二	再審請求の管轄移転請求事件につきなした請求棄却決定に対する特別抗告申立	野村鋲然	一二・一二	一棄却
昭和三一年(し)	五三	再審請求の管轄移転請求事件につきなした請求棄却決定に対する特別抗告申立	野村鋲然	一二・一二	一棄却
昭和三一年(し)	四四	横領被告事件の控訴棄却決定に対する異議申立事件につきなした控訴棄却決定に対する特別抗告申立	溝辺文雄外一名	一二・一三	一棄却
昭和三一年(し)	四五	横領被告事件の控訴棄却決定に対する上訴権回復請求棄却決定に対する異議申立事件についてなした申立棄却決定に対する特別抗告の申立	溝辺文雄	一二・一三	一棄却
昭和三一年(し)	五六	再審請求の管轄移転請求事件につきなした請求棄却決定に対する特別抗告申立	野村鋲然	一二・一二	一棄却
昭和三一年(し)	六一	放火未遂、強盗殺人未遂被告事件についてなした勾留理由開示の請求を却下する決定に対する特別抗告申立	杉山英夫	一二・一四	二棄却

昭和三一年(し)	六四	保釈却下決定に対する異議申立棄却決定に対する特別抗告申立	杉山英夫	一二・一四	二棄却
昭和三一年(し)	六二	保護処分決定に対する抗告棄却決定に対する再抗告申立	森広春芳	一二・一八	三棄却
昭和三一年(し)	六五	火薬類取締法違反被告事件についてなした勾留取消決定取消の決定に対する特別抗告申立	風早（金）容八十二吉	一二・一八	三棄却
昭和三〇年(し)	一五	覚せい剤取締法違反被告事件の判決に対する刑補償請求事件についてなした請求棄却の決定に対する抗告についてなした抗告棄却決定に対する特別抗告申立	勘田政一	一二・二四	大取消差戻
昭和三一年(し)	六八	窃盗被告事件についてなした再審請求棄却決定に対する即時抗告棄却決定に対する抗告申立	榊（山田美恵子）純義	一二・二六	二棄却
昭和三一年(し)	六三	裁判官忌避申立却下決定に対する異議申立棄却決定に対する特別抗告申立	国重直人	一二・二七	一棄却

訴訟費用

昭和三一年(あ)	三七九	傷害、建造物損壊	松原正義	一二・四	三負担
昭和三一年(せ)	五一九	覚せい剤取締法違反	張洪煥	一二・五	一免除
昭和三一年(せ)	五一六	賍物故買	渡辺義種	一二・六	一棄却
昭和三一年(せ)	五一八	公職選挙法違反	谷田功	一二・六	一免除

昭和三一年(ヰ)	五〇八	窃盗	阿部和人	一二・一二	二	免除	一六二
昭和三一年(ヰ)	五二六	窃盗	三上勇雄	一二・一二	一	免除	一六三
昭和三一年(ヰ)	四五八	詐欺	古坂文作	一二・一七	二	免除	一六四
昭和三一年(あ)	一五七九	傷害致死、賍物故買、覚せい剤取締法違反	長岡圭三郎	一二・一八	三	負担	一六五
昭和三一年(ヰ)	五一三	窃盗	岡田三郎	一二・一八	三	棄却	一六七
昭和三一年(ヰ)	五一七	恐喝	篠原隆士	一二・一八	三	免除	一六九
昭和三一年(ヰ)	五二〇	窃盗	芦刈力	一二・一八	三	免除	一七一
昭和三一年(ヰ)	五二四	公務執行妨害、傷害	花畑角二	一二・一八	三	免除	一七三
昭和三一年(ヰ)	五二五	傷害致死	奈良岡栄	一二・一八	三	棄却	一七五
昭和三一年(ヰ)	五二九	詐欺	入江田金蔵	一二・二五	三	免除	一七七
昭和三一年(ヰ)	五三二	賭場開帳図利	天野明公	一二・二五	三	棄却	一七九

昭和三一年(ヰ)	五三六	強姦致傷	岡田国義	一二・二五	三	免除	一八一
昭和三一年(ヰ)	五三七	傷害等	姜三辰	一二・二五	三	免除	一八三
昭和三一年(ヰ)	五三八	漁業法違反	林勝	一二・二五	三	免除	一八五
昭和三一年(ヰ)	五三一	詐欺	宮崎正	一二・二六	二	免除	一八七
昭和三一年(ヰ)	五三九	殺人	永迫秀明	一二・二六	一	免除	一八八
昭和三一年(ヰ)	五四三	詐欺	堀江富士男	一二・二六	二	免除	一八九
昭和三一年(ヰ)	五四四	詐欺	猪瀬愛三郎	一二・二七	一	免除	一九〇

異議申立

昭和三一年(す)	五〇八	窃盗被告事件についてなした上告棄却決定に対する異議申立	加藤繁雄	一二・一〇	二	棄却	一六一
昭和三一年(す)	五〇四	傷害被告事件についてなした上告棄却決定に対する異議申立	公文貞行(高橋清)	一二・一二	二	棄却	一九五
昭和三一年(す)	四八八	傷害致死被告事件についてなした上告棄却の決定に対する異議申立	松尾弘保	一二・一八	三	棄却	一九八

昭和三一年(す)	四九五	傷害致死被告事件についてなした上告棄却の決定に対する異議申立	(飯田常吉)	正木晃	一二・一八	三	棄却	
昭和三一年(す)	五〇一	恐喝被告事件についてなした上告棄却の決定に対する異議申立	(西野村岡)	陸奥太郎実	一二・一八	三	棄却	
昭和三一年(す)	五〇六	横領、詐欺被告事件についてなした上告棄却の決定に対する異議申立		大ヶ谷辰雄	一二・一八	三	棄却	
昭和三一年(す)	五〇七	窃盗被告事件についてなした上告棄却の決定に対する異議申立		鈴鹿治彦	一二・一八	三	棄却	
昭和三一年(す)	五〇五	窃盗被告事件についてなした上告棄却の決定に対する異議申立		小林俊夫	一二・一九	一	棄却	
昭和三一年(す)	五〇三	窃盗被告事件についてなした上告棄却の決定に対する異議申立	(岡本菊野)	栄清三)	一二・二〇	一	棄却	
昭和三一年(す)	五一三	賍物故買被告事件についてなした上告棄却の決定に対する異議申立	(小中藤井)	公正毅)	一二・二一	二	棄却	
昭和三一年(す)	五二六	窃盗被告事件についてなした上告棄却の決定に対する異議申立		藤原康則	一二・二二	二	棄却	
昭和三一年(す)	五四二	覚せい剤取締法違反被告事件についてなした上告棄却の決定に対する異議申立	(岡本慎性)	寿清	一二・二五	三	棄却	
昭和三一年(す)	五四一	収賄被告事件について言渡した上告棄却の決定に対する異議の申立	(金井永田)	正夫均)	一二・二七	一	棄却	
昭和三一年(す)	五五四	窃盗被告事件について宣告した上告棄却の決定に対する異議の申立		大熊則之	一二・二七	一	棄却	

昭和三一年(す)	五四八	窃盗被告事件についてなした上告棄却の決定に対する異議の申立		平賀明	一二・二八	二	棄却	
死亡								
昭和三〇年(あ)	二七二五	印紙犯罪処罰法違反		滝川武	一二・四	三	棄却	東京高	二四九
昭和三一年(れ)	九	収賄		佐藤治助	一二・一一	三	棄却	東京高	二五一
昭和二九年(あ)	三五九九	公職選挙法違反		武居金之亟	一二・一二	一	棄却	東京高	二五三
昭和三一年(あ)	二三一二	職業安定法違反		八木秀雄	一二・一二	一	棄却	東京高	二五五
昭和三一年(あ)	三五六五	殺		吉田幸雄	一二・一二	一	棄却	福岡高	二五七
昭和三一年(あ)	三四二四	公職選挙法違反		深谷宰逸	一二・一八	三	棄却	名古屋高	二五九
昭和三一年(あ)	三三八一	公職選挙法違反		杉俊一	一二・二二	二	棄却	広島高	二六一
昭和三一年(あ)	四三〇一	詐欺、業務上横領		小田幸男	一二・二四	一	棄却	大阪高	二六二
その他									

昭和三一年(す)	四六二	賍物牙保、同故買、同寄蔵被告事件についてした上告棄却決定に対する訂正申立	渡辺	留蔵	一二・四	三 棄却
昭和三一年(す)	四九七	横領被告事件についてなした上告棄却決定に対する訂正申立	児玉	市治	一二・七	二 棄却
昭和三一年(す)	五〇九	窃盗被告事件についてした上告棄却決定に対する訂正の申立	向江	璋悦外一名(李圭煥)	一二・一二	二 棄却
昭和三一年(す)	五一七	強盗殺人、窃盗被告事件の再審請求事件についてなした請求棄却の決定に対する不服申立	増田	博	一二・一四	二 棄却
昭和三一年(す)	五一九	窃盗、賍物故買被告事件についてなした上告棄却の決定に対する異議申立	佐々木(李)	弐外一名(珍茂)	一二・一七	二 棄却
昭和三一年(す)	四七七	公職選挙法違反被告事件についてなした上告棄却の決定に対する訂正申立の棄却決定に対する特別抗告申立	小島	忠左衛門外一名	一二・一八	三 棄却
昭和三一年(す)	五〇二	公職選挙法違反被告事件についてなした上告棄却の決定に対する抗告申立	橋本	辰次	一二・一八	三 棄却
昭和三一年(す)	五三七	窃盗被告事件に対する異議申立事件についてなした棄却決定に対する特別抗告申立	加藤	繁雄	一二・一二	二 棄却
昭和三一年(す)	五三〇	窃盗被告事件についてなした上告棄却の決定に対する即時抗告申立	山中(新井)	静省三次	一二・一五	三 棄却
						二八二

刑事不成立 (全)

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	第一審又は原審	丁数
昭和三一年(あ)三五一二	覚せい剤取締法違反	君山はま	一二・一二	一	棄却	東京高	二七三
昭和三一年(あ)三六二六	窃盗	小松崎順	一二・一二	二	棄却	東京高	二七五
昭和三一年(あ)三七九一	窃盗	中谷喜平	一二・一七	二	棄却	大阪高	二七七
昭和三一年(あ)三五七四	詐欺	日比野幸男	一二・二〇	一	棄却	名古屋高	二七八
昭和三一年(あ)三五八三	覚せい剤取締法違反、薬事法違反	韓瑞玉	一二・二〇	一	棄却	大阪高	二八〇
昭和三一年(あ)三五〇四	麻薬取締法違反	日馬駒蔵外一名	一二・二一	二	棄却	東京高	二八二
昭和三一年(あ)三六七五	麻薬取締法違反	金鐘珉	一二・二一	二	棄却	大阪高	二八四
昭和三一年(あ)三七九四	出入国管理令違反、関税法違反	慎貴達	一二・二一	二	棄却	福岡高	二八六